

## 延長時間に係るコストと利用者負担の基準

### ○ 延長時間に係るコスト（令和元年度決算ベース）

#### 延長時間に係る事業費

総事業費 973,415,821円 (a)

総開館時間 1,570時間 (b)

延長開館時間 145.6時間 (c)

$$\begin{aligned} \text{総事業費 } a \div \text{総開館時間 } b \times \text{延長開館時間 } c \\ = 90,296,473\text{円} \end{aligned}$$

#### 延長利用者一人当たり月額コスト（30分延長あたり）

30分延長登録児童数 3,248人

1時間延長登録児童数 157人

30分単位に換算した場合の人数

$$3,248\text{人} + (157\text{人} \times 2 \text{ (30分} \times 2\text{回分)}) = 3,562\text{人}$$

1人30分当たりの月額コスト

$$90,296,473\text{円} \div 3,562\text{人} \div 12\text{月} = \mathbf{2,112\text{円}}$$

### 「行政サービスの利用者の負担に関する基準」

○ 児童館利用者負担割合 50%

#### 利用者負担額（コストベース）

$$30\text{分利用 } \mathbf{2,112\text{円} \times 50\% = 1,056\text{円/月}}$$

○ 激変緩和措置

現行の負担割合の2分の1を上限額

#### 利用者負担額（激変緩和措置）

$$30\text{分利用 } \mathbf{350\text{円} \times 1.5\text{倍} = 525\text{円/月}}$$